

建築物定期点検業務仕様書

第二管区海上保安本部

第1章 業務概要

1 目的

建築基準法第12条及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく点検のうち、各建物について指定する点検を実施し、点検の結果を監督職員あて報告する。

2 契約件名

塩釜港湾合同庁舎ほか17件定期点検

3 対象建築物及び住所

別紙のとおり

4 履行期限

契約締結日～令和9年2月26日

5 一般共通事項

(1) 用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 第1章第1節1. 1. 2 用語の定義」による。

(2) 受注者負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(3) 業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないように注意し、万が一損害を与えた場合は直ちに第二管区海上保安本部総務部経理課監督職員（以下、監督職員と称する。）に報告し、その指示に従う。

なお、これに係る費用はすべて受注者の負担とする。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(5) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、監督職員と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出する。

(6) 業務の再委託

点検業務における主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部又は全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その実施について適切な指導、管理を行う。

受注者が点検業務の主要な部分以外について再委託を行う場合は、あらかじめ次に掲げる事項を書面で提出し、承認を受けなければならない。提出の内容に変更が生じる場合や再委託の相手がさらに第三者へ委託する場合も同様とする。

- ・再委託先の商号又は名称及び住所並びに担当者名
- ・再委託を行う業務の範囲
- ・再委託の必要性
- ・再委託する契約金額

(7) 守秘義務

本仕様書の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(8) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行なう。

6 業務内容

- ・ 建築基準法第12条第2項・第4項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項・第2項に基づく点検（建築物及びその付帯設備）
- ・ 官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその付帯設備の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するもの。

7 点検方法

「国家機関の建築物の定期の点検の実施について」（平成20年11月17日国営管第350号、国営保第24号）記2.による。

8 点検及び確認の報告

「保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて」（最終改定平成26年3月26日国営保第26号）記（1）保全台帳 様式2（その1・その2）点検及び確認記録による。

異常のあった箇所、経過観察の必要な箇所については、位置図と写真を任意の様式により整理、作成した後に提出すること。

修繕が必要な箇所については建築物毎に修繕の優先順位を付すこと。

9 検査確認

受注者は、履行完了後、「業務完了報告書」及び「点検結果報告書」を提出し、第二管区海上保安本部総務部経理課検査職員による検査を受け、合格判定をもって

履行完了とする。

10 代金の支払い

履行完了後、受注者は請求書を発行して請負代金を請求するものとし、庁舎入居各官署は、適法な請求書を受理後、当該金額を分担して支払うものとする。

第2章 共通仕様

1 業務関係図書

点検業務着手に先立ち、次の書類を提出し監督職員の承諾を得ること。

- ・業務作業計画書

点検業務の実施時間等は次のとおりとする。

月曜日～金曜日（休祝日を除く）0900～1700の間

実施日、実施時間については監督職員と協議のうえ決定する。

2 貸与資料

点検の実施に際し、受注者は点検業務に必要な資料の貸与を求めることができる。

ただし、点検業務が終了後、速やかに貸与された資料を返却しなければならない。

3 点検実施者

(1) 点検実施者は点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって監督職員に提出する。

- ・氏名 ・生年月日
- ・経歴書 ・点検に関する資料を証明するもの

(2) 点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・一級建築士
- ・二級建築士
- ・建築設備検査資格者

4 監督職員の立会い

点検の実施に際し、監督職員が立ち会うことができる。

また、受注者が監督職員に立会いを求める場合はあらかじめ申し出て了解を得ること。

5 点検実施者の移動

点検実施者の移動方法については、受注者手配による手段によるものとする。

令和8年度 点検対象建築物及び点検項目

番号	建築物	所在地	構造及び階数	建築面積(m ²)		点検項目		備考	その他(入居官署)
				延面積(m ²)	建築面積(m ²)	建築物	建築設備		
1	塩釜港湾合同庁舎	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	RC-7 RC-2	953.95/6,912.77 507.32/1,059.69	-	-	○	塔屋付	海保、横浜税関、横浜植防、 仙台検疫
2	宮城海上保安部分庁舎	宮城県塩釜市貞山通1-2-2	RC-3	215.41/646.23	-	-	○		海保
3	仙台航空基地	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	RC-3(一部 S) S-1	2,186.29/3,358.90 2022.30/2022.30	-	-	○	塔屋付	海保
4	気仙沼合同庁舎	宮城県気仙沼市朝日町1-2	RC-5	442.44/2,387.21	○	○	○	塔屋付	海保、横浜税関、東北運輸
5	石巻港湾合同庁舎	宮城県石巻市中島15-2	RC-5	558.90/2,211.40	○	○	○	塔屋付	海保、横浜税関、横浜植防、 仙台検疫、東北運輸
6	青森港湾合同庁舎	青森県青森市青柳1-1-2	RC-3	498.80/1,689.57	○	○	○	塔屋付	海保、函館税関、仙台検疫
7	釜石港湾合同庁舎	岩手県釜石市魚河岸1-2	RC-4	547.82/2,307.21	○	○	○	塔屋付	海保、函館税関、仙台検疫、 盛岡地検、三陸中部森林管 理署
8	宮古北部港湾合同庁舎	岩手県宮古市鯉ヶ崎下町2-33	RC-2	421.44/927.46	○	○	○	塔屋付	海保、仙台検疫、仙台気象
9	小名浜港湾合同庁舎	福島県いわき市小名浜字辰巳町66	RC-5	442.51/1,856.55	-	-	○	塔屋付	海保、横浜植防、仙台検疫
10	八戸海上保安部日計宿舍	青森県八戸市大字河原木八太郎山4-340	RC-5	371.05/2,575.16	○	○	○		海保、函館税関、東北運輸、 青森法務、仙台国税
11	八戸海上保安部三島下宿舍	青森県八戸市白銀町三島下107	RC-4	274.48/1,082.88	-	-	○		海保
12	釜石海上保安部日向宿舍	岩手県釜石市鶴住居町第29地割18-15	RC-4	203.04/609.12	○	○	○		海保、東京大学、岩手労働
13	宮古海上保安署磯崎宿舍	岩手県宮古市上村2-116-48	RC-4	226.06/737.71	-	-	○	塔屋付	海保
14	酒田海上保安部浜松宿舍	山形県酒田市浜松町2-22	RC-6	442.81/2,168.89	○	○	○		海保、仙台国税局、山形検 察、山形法務局、入国管理、 東京税関、山形労働局
15	石巻海上保安署不動町宿舍	宮城県石巻市不動町1-6-5	RC-3	250.46/691.98	-	-	○		海保
16	丸山公務員宿舍A号棟	宮城県多賀城市丸山1-15	RC-4	255.50/1,008.50	-	-	○		海保
17	秋田海上保安部港合同宿舍	秋田県秋田市土崎港西1-58-2	RC-4	289.65/1,158.60	-	-	○		海保
18	丸山公務員宿舍B号棟	宮城県多賀城市丸山1-15	RC-5	274.48/1,353.60	-	-	○		海保